

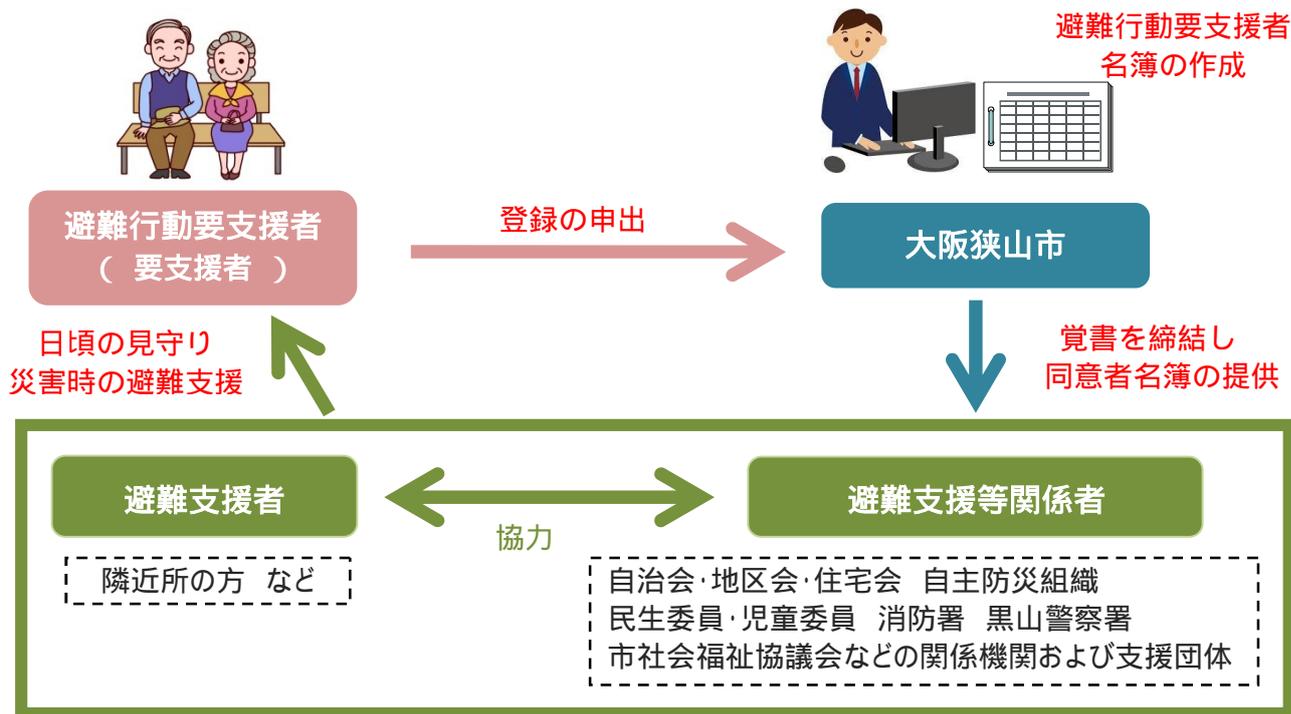


もしもの時は、地域ぐるみで支援を！

# 災害時における 避難行動要支援者登録制度について

## 避難行動要支援者 登録制度とは

高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を整備し、いざという時に地域における助け合いの力で、迅速な安否確認や避難支援が必要な方への支援を行う仕組みです。



## 避難行動要支援者 名簿対象者

- (1) 身体障がい者手帳 1 級・2 級の交付を受けている者
  - (2) 療育手帳 A 判定を受けている者
  - (3) 精神障がい者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
  - (4) 要介護 3 ~ 5 の認定を受けている者
  - (5) 65 歳以上で、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・日中に家族等が不在のため支援が必要で登録を希望する者
  - (6) その他、災害時などに支援を必要とする者(妊産婦、日本語の理解が十分ではない外国人等)で登録を希望する者
- 家族からの支援を受けて避難できる方や施設・病院に入所・入院中の方は除きます。

## 登録方法

「避難行動要支援者名簿」を活用するためには、市役所へ「情報提供に関する同意書又は避難行動要支援者名簿登録申請書」の提出が必要です。

【受付窓口】 危機管理室(市役所本庁舎2階)  
郵送での提出も可能です。(郵送の場合は、危機管理室宛てに送付してください)

【提出書類】 避難行動要支援者名簿の同意申請書又は避難行動要支援者名簿登録申請書  
受付窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。



## ご注意

- ・避難支援者や、その家族が被災したとき、支援者自身に危険が及ぶ恐れのあるときなど、支援が困難な場合には、支援者による避難支援が実施されないことがあります。
- ・名簿の情報は、災害などが発生した場合に、同意の有無にかかわらず、安否確認などに活用するため、必要に応じて、自治会、地区会や、自主防災組織その他の地域の支援関係者へ提供することがあります。
- ・避難支援者は、支援の実施について法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・また、支援を希望される方自身も、自分の身は自分で守るという意識を持って、日頃から積極的に地域の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。

## Q & A

### Q1 名簿にはどのような内容が登録されているのですか？

A1 氏名 生年月日 性別 住所 電話番号その他の連絡先 支援を必要とする事由など



### Q2 市は、避難行動要支援者名簿をどのようにして利用するのですか？

A2 同意が得られた人については、平常時から地域の避難支援等関係者へ情報提供し、日頃の見守り活動などに利用します。ただし、大規模な災害などが発生した場合には、同意の有無にかかわらず、安否確認などのために避難支援等関係者へ提供することがあります。

### Q3 旧制度の「災害時要援護者登録制度」に登録していましたが、新たに申請が必要ですか？

A3 旧制度の登録者は、避難行動要支援者名簿に自動的に登録しますが、平常時から地域の避難支援等関係者へ情報提供するには、あらためて同意確認書の提出が必要です。

### Q4 個人情報漏えいすることはないのですか？

A4 名簿情報については、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供し、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導します。また、支援者に対し、守秘義務が課せられていることの説明を行い、個人情報の適正管理を図ります。

### Q5 名簿情報の提供に同意しないと、助けてもらえないのですか？

A5 災害対策基本法に基づき、現に災害が発生し、要支援者の生命を守る必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、支援を行うよう協力を求めます。

## 地域の皆様へ

災害時に、避難支援を必要としている方が、地域にいることをご理解いただき、自主防災組織、自治会・地区会等から避難支援者としての要請があった場合には、ご協力をお願いします。



**【お問い合わせ先】 大阪狭山市 危機管理室**  
電話 072-366-0011 内線 276 FAX 072-367-1254